

首都圏北部に新活断層二つ

～東大地震研が確認～

首都圏の北部で、東京大学地震研究所の佐藤比呂志教授(構造地質学)らが地震波を使って地下構造を詳しく調査した結果、新たな活断層が二つ見つかった。

一つは埼玉県中南部の荒川沈降帯で、断層は地下数キロにあり、8万年前以降に動いたとみられる。確認できた長さは約10キロだが、さらに南東へ続いている可能性もある。もう一つは千葉・埼玉県境の野田隆起帯で地下数キロにある断層は長さ約20キロに及び、やはり8万年前以降に活動したとみられる。

佐藤教授は「今すぐに活動するとは考えていないが、東日本大震災の地殻変動の影響が徐々に及ぶことも想定される」としている。



(平成24年3月3日 読売新聞)

野田隆起帯下の伏在断層について

東京大学地震研究所 佐藤比呂志教授より

野田市周辺では、変動地形学的な調査から後期更新世以降(12.6万年前～)に活動したものとして「野田隆起帯」という活構造が知られています(杉山ほか, 1997: 産業総合研究所 活構造図「東京」)。地震研究所が平成18年に実施した反射法地震探査の記録を検討し、野田隆起帯の下に断層が存在しているという結果に至りました。この結果はすでに、平成23年9月の地質学会で発表しております。地下に伏在する断層は、地形的に追跡されている長さを参考にすると20kmほどになります。断層の平均変位速度は、極めて小さいもので、低い頻度でしか活動していないと推定されます。

断層の長さ・活動履歴・平均変位速度など、基礎的な情報がありませんので、今後、できるだけ多くの機会を利用して資料の収集につとめたいと考えています。東北太平洋沖地震後、首都圏でも地震活動が活発化していますが、その多くはプレート境界の地震で、活断層に関連した地殻内の地震活動が活発化しているわけではありません。したがって、活動が切迫しているということを示す証拠はありません。ただし、今後、地殻活動の変化が生じる可能性があるので、活断層の一つとして取り扱い、検討していきたいと考えています。

本市で想定される地震

「地域危険度マップ」と「揺れやすさマップ」は、本市への影響が大きいと考えられる下表に示す4つの地震を想定しました。

地震の タイプ 想定され る地震	活断層で発生する地震		プレート境界で発生する地震		全国どこでも起こりうる 直下の地震 (マグニチュード6.9)
	野田伏在断層の活動による地震 (マグニチュード7.0)	東京湾北部地震 (マグニチュード7.3)	茨城県南部地震 (マグニチュード7.3)	野田市中央直下の地震 (マグニチュード6.9)	
地震の概要	本市の南西には、厚い沖積層で覆われた活断層が確認されています。しかし、地表で観察することができないため、最後の震源をおいたマグニチュード7級の地震です。このため、今後もいつ発生するか予測することができます。地震が発生すると、河川沿いの低地で震度6弱、台地で震度5強となることが予想されます。	本市の南西には、高い冲積層で覆われた活断層が確認されます。しかし、地表で観察することができないため、最後の震源をおいたマグニチュード7級の地震です。このため、今後もいつ発生するか予測することができます。地震が発生すると、河川沿いの低地で震度6弱、台地で震度5強となることが予想されます。	近い将来、関東地方南部の高いブレート境界の地震のうち、茨城県南部に震源をおいたマグニチュード7級の地震です。地震が発生すると、市内の広い範囲で震度6弱、一部地盤の良い地域では震度5強となることが予想されます。	近い将来、関東地方南部の高いブレート境界の地震のうち、茨城県南部に震源をおいたマグニチュード7級の地震です。このように地盤が発生することによる地震には、本市の中央直下を震源とする地震を想定しました。	活性地盤が発生することによる地震には、本市の中央直下を震源とする地震を想定しました。
本市で予想される震度					震度6強
震度階級	震度5強	震度6弱	震度6強	震度6強	震度6強
計測震度	5.0～5.4	5.5～5.9	6.0	6.1	6.3
					6.4

第4節 想定地震と被害想定

第1 想定地震

震災対策の前提条件となる地震は、防災アセスメント調査（平成25年3月）から、本市に最も影響を与える野田伏在断層、いわゆる野田隆起帯を震源とする地震とする。想定地震の条件は、次のとおりである。

〈想定地震の条件〉

震源域の位置	震源域の深さ	マグニチュード	発生季節等
野田隆起帯	約5km ～9.5km	7.0	冬季18時 風速15m/s

第2 被害想定

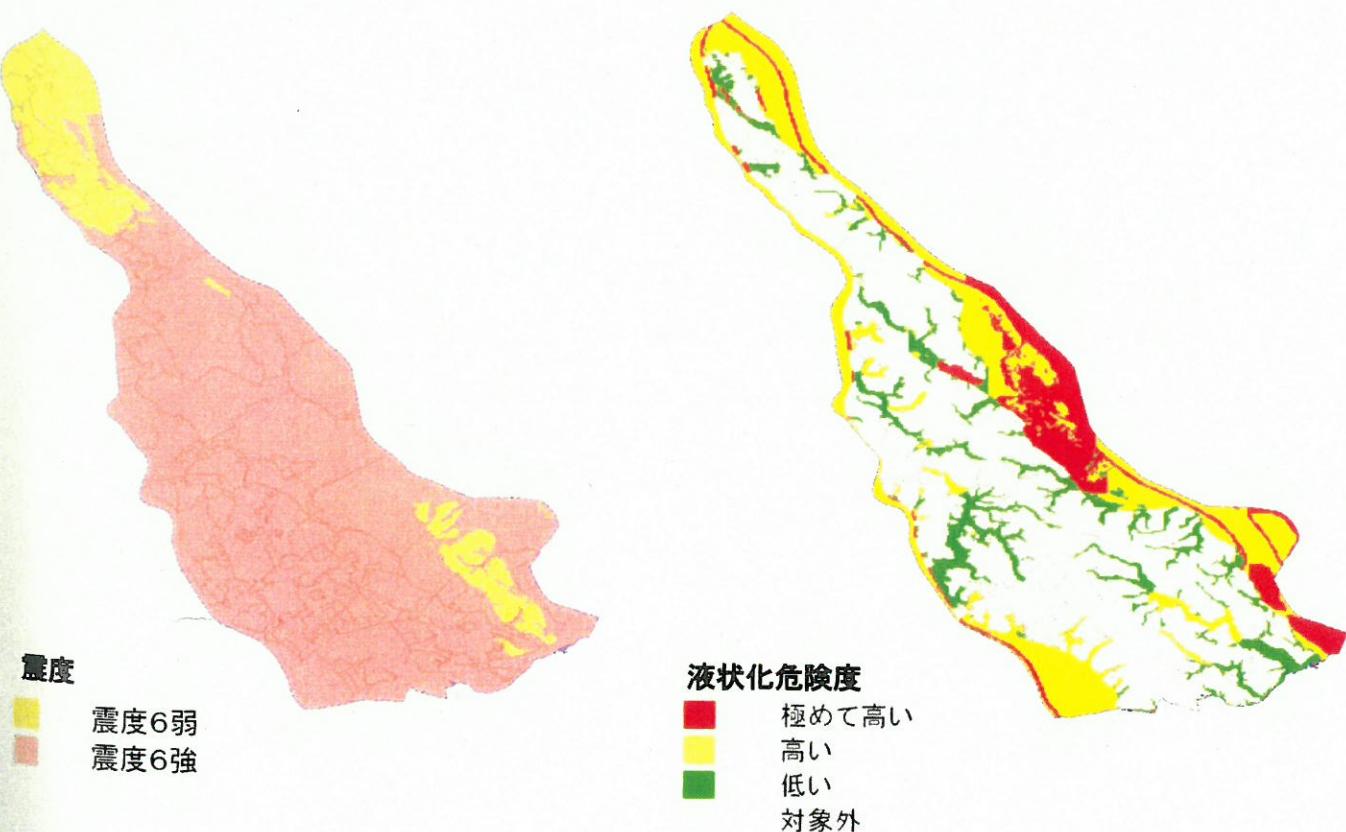
1. 震度・液状化予測

震度は、ほぼ全域で震度6強、関宿地区、福田地区、東部地区の一部で震度6弱が予測された。

液状化危険度は、利根川、江戸川沿いの低地で高くなっています、特に関宿南部地区、川間地区で極めて高いと予測されました。

〈震度予測図〉

〈液状化危険度予測図〉



2. 被害の予測

(1) 建物被害

建物被害棟数は、次のとおりである。

〈建物被害予測結果〉

原因		全壊（棟）	半壊（棟）
揺れ	木造建物	5,517	8,494
	非木造建物	259	754
液状化	木造建物	49	99
	非木造建物	18	35
揺れ液状化被害合計		5,843	9,382
焼失家屋		4,208	

(2) 人的被害

建物倒壊、急傾斜地崩壊、屋内収容物の移動・転倒、ブロック塀等の転倒、屋外落下物による人的被害は、次のとおりである。

〈人的被害予測結果〉

	死者（人）	重傷者（人）	負傷者（人）
建物被害	169	224	1,553
地震火災	45	15	55
屋内収容物	-	21	78
ブロック塀転倒	8	55	141
屋外落下物	0	0	0

※屋内収容物の死者数の予測は行っていない。

(3) ライフライン被害

上水道、下水道、電力、ガスの機能支障は、次のとおりである。

〈ライフライン被害予測結果〉

上水道	総被害件数 1,312 件、被害率 1.4 件/km 断水率 直後 97.5% 2日後 83.0%
下水道	被害総延長 9.39km 被害率 2 % 影響世帯数 498 世帯
電力	電柱 268 本に被害、停電 9,115 軒 延焼による被害は考慮していない。 なお、延焼エリアでは、全域が停電する。
都市ガス	市全域で供給停止
L P ガス	漏洩、転倒が発生する。

(4) その他

ア 指定避難所避難者数

- ・建物被害による避難を要する者 ・・・ 33,342 人①

※建物の全壊や焼失が想定される人口の全てと、半壊が想定される人口の一定割合が避難を要する者と想定。

- ・建物被害による指定避難所避難者 ・・・ 21,673 人②

※①のうち、一定割合が指定避難所へ避難すると想定。その他は指定避難所以外へ避難することを想定。

- ・断水による避難を要する者 ・・・ 24,294 人③

※断水が想定される人口の一定割合が避難を要する者と想定（市内の災害時の井戸の活用も考慮）

- ・断水による指定避難所避難者数 ・・・ 15,791 人④

※③のうち、一定割合が指定避難所へ避難すると想定。その他は指定避難所以外へ避難することを想定。

- ・合計指定避難所避難者数 (②+④) ・・・ 37,464 人

※指定避難所収容可能人数 ・・・ 64,332 人

イ 帰宅困難者 ・・・ 10,099 人

※国勢調査結果「従業・通学者数」より、市内の滞留人口に帰宅困難率を乗じて想定。

自宅までの距離	帰宅困難率
～10km	全員帰宅可能（帰宅困難率=0%）
10km～20km	帰宅困難率は1km遠くなるごとに10%増加
20km以上	全員帰宅困難（帰宅困難率=100%）

ウ 自力脱出困難者 ・・・ 847 人

※建物の倒壊により内部に閉じ込められる人を推定。

自主防災組織に対する補助金の制度内容変更のお知らせ

平成27年10月1日から平成32年3月31日までの期間において、千葉県の補助金を活用し、自助・共助の取組をより一層促進し、野田市の地域防災力の向上を図るために自主防災組織に対する補助制度を以下のとおり変更いたします。

番号	補助対象経費	変更後	変更前
1	自主防災組織を新規で設立し、防災資機材等の整備に要する費用 【参考資料1】	1,800円×構成世帯数+20万円	1,500円×構成世帯数+20万円
2	既に自主防災組織を設立している団体が資機材等の修繕や買い足し等に要する費用 【参考資料2】	補助対象経費の2分の1以内の額で、900円×構成世帯数+10万円	
3	自主防災組織が防災活動として <u>初期消火、安否確認、救出救護、避難誘導、被災者支援</u> のうち <u>3つ以上</u> の訓練を実施した場合 【参考資料3】	(200円+50円)×構成世帯数 ※9月30日以前に実施した訓練については、変更前の金額(200円×構成世帯数)となります。	200円×構成世帯数

※1：番号2の補助金については、一般財団法人自治総合センターの自主防災組織育成事業の助成を受けている場合には対象外となります。また、自主防災組織を設立し、資機材購入の補助金交付決定を受けた日から4年を経過している必要があります。

※2：番号1、2の補助金については、1つの自主防災組織において、1回限りの支給となります。

※3：番号3の補助金については、1つの自主防災組織において各年度1回限りの支給となります。

【参考資料1】新たに自主防災組織を立ち上げた場合の補助イメージ



自主防災組織を新たに立ち上げ、資機材の整備(資機材の購入、防災倉庫の設置等)を行う場合に資機材の整備費用を補助します。
ただし、1,800円×自主防災組織構成世帯数+20万円が上限となります。

(例1)

構成世帯数	100世帯
資機材整備経費	発電機・LED投光機・リヤカー・ヘルメット購入（38万円）
補助金額	資機材整備経費 38万円① 補助金上限額 1,800円×100世帯+20万円=38万円 補助金額 38万円

(例2)

構成世帯数	100世帯
資機材整備経費	発電機・LED投光機購入（10万円）、防災倉庫設置費50万円（建築確認申請費用含む）
補助金額	資機材整備経費 60万円 補助金上限額 1,800円×100世帯+20万円=38万円 補助金額 38万円（60万円-38万円=22万円は自主防災組織負担）

(資機材の例)

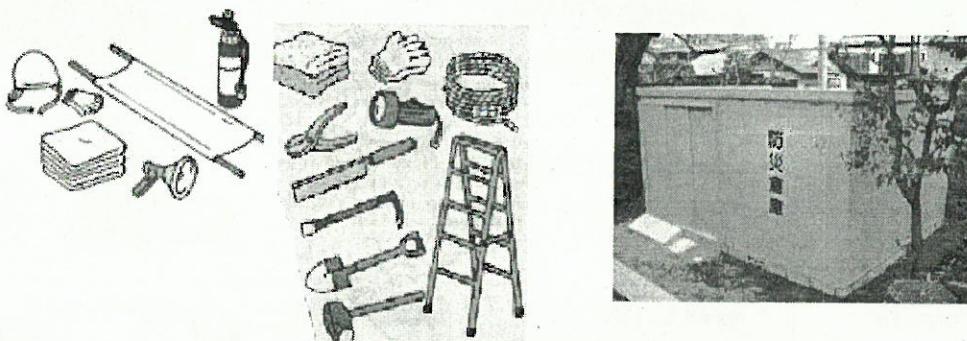
地域の実情に合わせ必要な資機材を購入
消火器、ヘルメット、ロープ、発電機、投光器、メガホン、炊き出し用グッズ
担架、リヤカー、防災倉庫など

【参考資料2】資機材の修繕、買い足し等の補助イメージ



自主防災組織が資機材の整備（修繕、買い足し等）を行う場合に資機材の整備に伴う費用の2分の1を補助します。

ただし、900円×自主防災組織構成世帯数+10万円が上限となります。



(例1)

構成世帯数	100世帯
資機材整備経費	発電機の修繕（5万円）、LED投光機・リヤカー購入（25万円）
補助金額	資機材整備経費 30万円① 補助金上限額 900円×100世帯+10万円=19万円 補助金額 ①×1/2=15万円

(例2)

構成世帯数	100世帯
資機材整備経費	防災倉庫の設置（50万円）建築確認申請含む
補助金額	資機材整備経費 50万円① 補助金上限額 900円×100世帯+10万円=19万円 補助金額 ①×1/2=25万円→19万円

【参考資料3】防災訓練実施に伴う補助イメージ

自主防災組織の防災訓練において、実践的な訓練（以下の訓練メニュー）のうち、3つ以上の訓練を実施した場合に、（200円+50円）×自主防災組織構成世帯数の助成を行います。（1年度1回限り）

訓練メニュー	主な訓練内容	訓練イメージ
初期消火訓練	<ul style="list-style-type: none"> ・出火通報訓練 ・消火器操作訓練 ・バケツリレー消火訓練 など 	
安否確認訓練	<ul style="list-style-type: none"> ・一時避難場所の確認と対象者の確認 ・安否の呼びかけ訓練 ・安否確認表示訓練 ・安否報告訓練 など 	
救出救護訓練	<ul style="list-style-type: none"> ・搬送訓練 ・AED操作訓練 ・応急手当訓練 など 	
避難誘導訓練	<ul style="list-style-type: none"> ・避難経路の確認（一時避難場所から避難所） ・避難時の注意点の確認（服装・装備、安全確認） ・避難所までの避難の誘導訓練 など 	
避難者支援訓練	<ul style="list-style-type: none"> ・自主防災対策本部設置訓練 ・防災資機材の操作訓練 ・給水訓練 ・炊き出し訓練 ・支援物資の収集訓練 など 	

(例)

構成世帯数	100世帯
訓練メニュー	初期消火、安否確認、救出救護訓練を実施
補助金額	$(200\text{円}+50\text{円}) \times 100\text{世帯} = 2万5千円$ ※訓練メニューのうち2つ以下の訓練実施または、訓練メニュー以外の防災活動を実施した場合は $200\text{円} \times 100\text{世帯} = 2万円$

バケツリレーなどで延焼を食い止めたり、建物から逃げ遅れた人を救出したりと、自主的な救助・防災活動が、被害の拡大を防ぐ大きな力となりました。

そこで市は、地域ぐるみで防災活動を行う「自主防災組織」を自治会単位で結成するようお願いしています。

自主防災組織を結成すると、必要な資機材などの整備費用や防災訓練などの活動に対し補助金を交付します。万が一の災害時の被害を最小限に抑えるためにも、組織の設立をお願いします。

●市 の 備 蓄 状 况

市は、地域防災計画に基づき29年度を目標年次とした備蓄計画を定め、計画的な備蓄の整備を進めています。

訓練などの活動に対し補助金を交付します。万が一の災害時の被害を最小限に抑えるためにも、組織の設立をお願いします。

●各種団体と災害協定を締結

市の備蓄推進・整備に加え、

大規模災害に備えて、自治体や民間企業、団体と災害時応援協定を結んでいます。

最近では、食料・飲料水・生活必需品などの流通品を取り扱う企業や、簡易ベッド・間仕切りなどの段ボール製品を取り扱

う企業、避難所が被災した場合にゴルフ場施設を利用できるように協定を締結しています。

市が被災した場合、必要に応じて協定先に応援要請をします。

自治体は、応急措置、復旧に必要な資源、車両、人的支援などの提供を受け、民間企業からは食料や水、生活必需品、簡易ベッド、仮設トイレなどの物資提供を受け、団体には医療、応急・復旧工事などの活動を行つていただきます。

大規模な災害時には、市内の事業所、店舗も被災することが想定されますが、被災を免れた場合、店舗では、通常営業を開することが考えられます。

特に食料を始めとした物資の確保に係る協定に関しては、市民生活に影響を与えないことを考慮しつつ、確実に支援が受け

備蓄計画では、避難者は1日目から3日目まで、各家庭内備蓄を活用していただき、地震発生後4日目からは救援物資などで確保できると想定しています。

また、建物の倒壊などで備蓄品を取り出すことができない避難者を対象に、1日2食で3日間を市の備蓄で対応します。

現在の備蓄目標や進捗状況は、左表のとおりです。



防災訓練では煙の部屋を体验



8月9日に開催された交付式
前列の左から(株)KHK野田、日本アトマイズ加工(株)、野田清掃(株)、(株)SK
後列の左から(株)ナカオガス(有)、(株)電気、曾田香料(株)、野田支社

10事業所を認定

●総合防災訓練は11月27日
市では、毎年9月1日の「防災の日」に総合防災訓練を実施して

られるよう市外に物流拠点や店铺を有し、野田市と同時に被害が発生しない企業とも協定を進めます。

年は、11月27日(日)に開催します。

【問合せ】防災安全課

地域防災に欠かせない消防団員を確保するため、消防団活動に積極的に協力している事業所

に表示証を交付する「消防団協力事業所表示制度」を平成26年9月からスタートしています。

今回、市内10事業所(野田清掃株式会社、野田小型運送株式会社、日本アトマイズ加工株式会社、株式会社SK、曾田香料株式会社野田支社、株式会社ナカオサ、有限会社アラ電気、株式会社ユー・エス・エス、株式会社K.H.K野田、杉谷金属工業株式会社)(敬称略)を、8月9日に消防団協力事業所に認定しました。

認定された事業所は、表示証を事業所内に表示できるほか、ホームページやチラシなどで表示証のマークを使用でき、広く公開することができます。

認定を希望する事業所は、要件や申請方法などを消防本部総務課まで問い合わせてください。

【問合せ】消防本部総務課 5-7

第1節 応急活動体制

項目	担当	関係機関
第1 市の防災体制の確立	総括班、対策要員部班、各班	
第2 災害対策本部設置前の体制	総括班	
第3 災害対策本部の体制	総括班、各部	
第4 災害対策本部解散後の体制	総括班	

第1 市の防災体制の確立

1. 防災体制

本市の防災体制は、次のとおりである。

配備体制	配備基準	配備人員
災害対策本部設置前 警戒配備体制	第1配備 (1) 市内で震度4の地震を観測したとき (自動配備) (2) その他の状況により市長が必要と認めたとき	・防災安全課職員 ・班長（課長）以上及び班長が指定する必要な職員
	第2配備 (1) 市内で震度5弱の地震を観測したとき (自動配備) (2) 東海地震注意情報が発表されたとき (3) その他の状況により市長が必要と認めたとき	・防災安全課職員 ・係長相当職以上の職員及び班長（課長）が指定する必要な職員
災害対策本部設置後 非常配備体制	第1配備 (1) 市内で震度5強の地震を観測したとき (自動配備・本部自動設置) (2) 東海地震予知情報（警戒宣言）が発表されたとき (3) その他の状況により市長が必要と認めたとき	・全職員（自動配備） (配備後被害状況に応じて3分の1の職員で対応)
	第2配備 (1) 市内で震度6弱の地震を観測したとき (自動配備・本部自動設置) (2) その他の状況により市長が必要と認めたとき	・全職員（自動配備） (配備後被害状況に応じて2分の1の職員で対応)
	第3配備 (1) 市内で震度6強以上の地震を観測したとき（自動配備・本部自動設置） (2) その他の状況により市長が必要と認めたとき	・全職員（自動配備）

なお、自動配備、本部自動設置とは、勤務時間外において市長の指令がなくとも各職員が情報を収集し、あらかじめ定められた場所に参集し対応を開始することである。

勤務時間内においては、まずは自衛消防隊としての活動等による各施設の来庁者等の安全確保を行った後に、災害対策本部の配備体制による業務にあたる。

	次の場合、上記に記載する市長等の職権を行うことができる。 市長若しくは市長の委任を受けた職員が現場にいないとき又はこれらの者から要求があったとき 災害対策基本法第63条	
警察官	次の場合、上記に記載する消防吏員等の職権を行うことができる。 消防吏員又は消防団長が火災の現場にいないとき又は消防吏員又は消防団員の要求があったとき 消防法第28条	
	水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者がいないとき又はこれらの者の要求があったとき 水防法第21条	
災害派遣を命じられた部隊等の自衛官	市長若しくは市長の委任を受けた市職員及び警察官が現場にいないとき、上記に記載する市長等の職権を行うことができる。	災害対策基本法第63条

第2 支部連絡所の開設及び役割

1. 開設の決定

支部連絡所の担当は、災害対策本部からの指令に基づき、支部連絡所の開設を行う。

ただし、災害対策本部からの指令がなくとも、勤務時間内で必要があると自主的に判断されたときは、施設の管理者が施設の安全を確認した上で開設する。

2. 開場及び担当

支部連絡所の開場及び担当は、次のとおりとする。

開場・担当	平日・昼間（勤務時間内）に災害が発生した場合	夜間・休日（勤務時間外）に災害が発生した場合
支部連絡所の開場	出勤している施設の管理者が開場	指定された市の参集職員が開場
支部連絡所の担当	各部で指定された地域を担当	発災から3日目までは指定された参集職員 4日目以降は、各部で指定された地域を担当

<支部連絡所一覧>

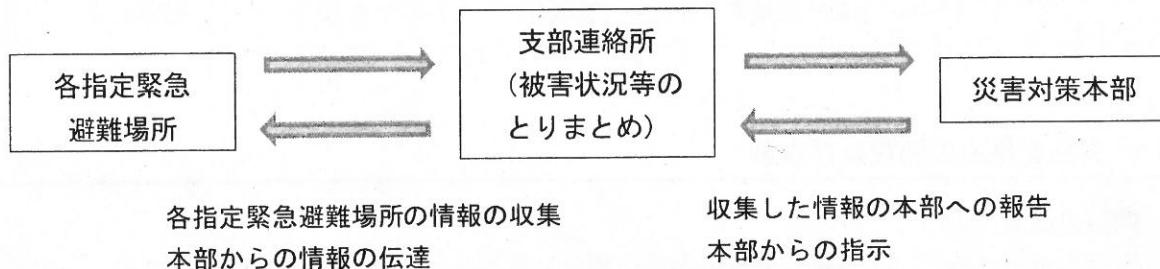
ア 関宿北部地区…関宿公民館	イ 関宿中部地区…いちいのホール
ウ 関宿南部地区…木間ヶ瀬公民館	エ 川間地区…川間公民館
オ 北部地区…北コミュニティセンター	カ 中央地区…中央出張所
キ 東部地区…東部公民館	ク 南部地区…南コミュニティセンター
ケ 福田地区…福田公民館	

3. 支部連絡所の役割

支部連絡所の役割は、次のとおりとする。

- ア 担当区域の情報収集に関すること及び情報伝達に関すること
- イ 担当区域の現状把握と対応策の検討
- ウ 指定緊急避難場所及び災害対策本部への通信連絡に関すること
- エ 指定緊急避難場所以外の避難住民の対応に関すること

<支部連絡所の情報収集伝達体制>



第3 指定避難所の開設及び運営

1. 開設の決定

災害対策本部からの指令に基づき、指定避難所の開設を行う。

ただし、災害対策本部からの指令がなくとも、勤務時間内で避難の必要があると自主的に判断されたときは、避難施設の管理者が施設の安全を確認した上で避難者の受入れを行う。

2. 開場及び担当

指定避難所の開場及び担当は、次のとおりとする。

開場・担当	平日・昼間（勤務時間内） に災害が発生した場合	夜間・休日（勤務時間外） に災害が発生した場合
指定避難所の開場	出勤している避難施設の管理者 が開場	指定された市の参集職員が開場 ※職員の被災や災害状況に伴い 参集が遅延する場合、小中学校 の体育館においては、自主防災 組織や自治会が開場
指定避難所の担当	各部で指定された地域を担当	発災から3日目までは指定され た参集職員 4日目以降は、各部で指定され た地域を担当

第1節 災害応急活動体制

項目	担当	関係機関
第1 市の防災体制の確立	総括班、各班	
第2 災害対策本部設置前の体制		
第3 災害対策本部の体制	総括班	
第4 災害対策本部解散後の体制	総括班、対策要員部班、各班	

第1 市の防災体制の確立

1. 防災体制

本市の防災体制は、次のとおりである。

配備体制		配備基準	配備人員	備考 (水防 計画)
災害対策本部設置前	第1配備	次の条件の1以上が該当し市長が必要と認めたとき (1) 大雨注意報が発表されたとき (2) 洪水注意報が発表されたとき	・防災安全課防災担当職員 ・統括指揮官(建設局長)が指定する必要な職員	水防注意体制
	第2配備	次の条件の1以上が該当し市長が必要と認めたとき (1) 大雨警報が発表されたとき (2) 洪水警報が発表されたとき (3) 暴風警報が発表されたとき (4) 土砂災害警戒情報が発表されたとき	・防災安全課職員 ・統括指揮官(建設局長)が指定する必要な職員	
災害対策本部設置後	第1配備	(1) 次の条件の1以上が該当するとき ア 市内に特別警報(大雨、暴風、暴風雪、大雪)が発表され、本部長が必要と認めたとき イ 市域に局地的災害が発生したとき及び予想されるとき ウ はん濫注意情報の発表が見込まれるとき (2) その他の状況により本部長が必要と認めたとき	・3分の1の職員で対応	災害対策本部へ移行
	第2配備	(1) 次の条件の1以上が該当するとき ア 市域の広範囲で災害が発生したとき及び予想されるとき イ はん濫警戒情報が発表されたとき (2) その他の状況により本部長が必要と認めたとき	・2分の1の職員で対応	
	第3配備	(1) 次の条件の1以上が該当するとき ア 全市域で災害が発生したとき及び予想されるとき イ はん濫危険情報が発表されたとき及び発表が予想されるとき ウ 災害救助法の適用規模の被害が発生したとき及び予想されるとき (2) その他の状況により本部長が必要と認めたとき	・全職員で対応	

(2) 避難行動要支援者の避難誘導

避難行動要支援者の避難誘導は、個別支援計画に基づいて、地域が支援して行うことを原則とする。

(3) 学校、事業所等における誘導避難

学校、幼稚園、保育所（園）、事業所、スーパーその他多数の人が集まる場所における避難の誘導は、その施設の責任者、管理者等による自主的な統制を原則とする。

(4) 交通機関等における誘導

交通機関等における避難の誘導は、その交通機関があらかじめ定めた防災計画、避難計画に基づき実施する。各交通機関施設の組織体制により、必要な措置を講ずる。

(5) 携行品

市民等が避難する場合は、家庭内備蓄である飲料水・食料3日分や必要な資機材等を入れた非常持ち出し袋を携行するものとする。

4. 警戒区域の設定

本部長は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合、あるいは人の生命又は身体に対する危険を防止するため必要があると認める場合は、警戒区域を設定し、当該区域への立ち入りの制限、禁止、退去を命ずる。

第2 支部連絡所の開設及び役割

1. 開設の決定

災害対策本部からの指令に基づき、災害が発生するおそれのある地域の支部連絡所を開設する。

2. 開場及び担当

支部連絡所の開場及び担当は次のとおりとする。

開場・担当	平日・昼間（勤務時間内）に 災害発生のおそれがある場合	夜間・休日（勤務時間外）に 災害発生のおそれがある場合
支部連絡所の開場	出勤している避難施設の管理者 が開場	（事前に連絡を受けた）施設 の管理者が開場
支部連絡所の担当	各部で指定された地域を担当	各部で指定された地域を担当

<支部連絡所一覧>

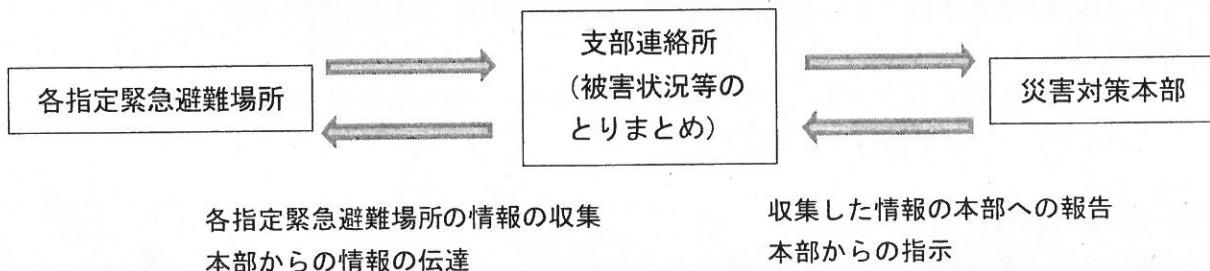
ア 関宿北部地区…県立関宿城博物館	イ 関宿中部地区…いちいのホール
ウ 関宿南部地区…木間ヶ瀬小学校	エ 川間地区…川間公民館
オ 北部地区…北コミュニティセンター	カ 中央地区…中央出張所
キ 東部地区…東部公民館	ク 南部地区…南コミュニティセンター
ケ 福田地区…福田公民館	

3. 支部連絡所の役割

支部連絡所の役割は次のとおりとする。

- ア 担当区域の情報収集に関すること及び情報伝達に関すること
- イ 担当区域の現状把握と対応策の検討
- ウ 指定緊急避難場所及び災害対策本部への通信連絡に関すること
- エ 場所以外の避難住民の対応に関すること

＜支部連絡所の情報収集伝達体制＞



第3 指定避難所の開設及び運営

1. 開設の決定

災害対策本部からの指令に基づき、災害が発生するおそれのある地域の指定避難所を開設する。

2. 開場及び担当

指定避難所の開場及び担当は、次のとおりとする。

開場・担当	平日・昼間（勤務時間内）に災害発生のおそれがある場合	夜間・休日（勤務時間外）に災害発生のおそれがある場合
指定避難所の開場	出勤している避難施設の管理者が開場	（事前に連絡を受けた）施設の管理者が開場
指定避難所の担当	各部で指定された地域を担当	各部で指定された地域を担当

※指定避難所を開設した場合の運営については、状況に応じて震災編 第3章 第7節 第3「指定避難所の開設及び運営」を準用する。